

2014年7月16日(水)東京ビッグサイト第5回エコオフィス/エコ工場EXPO会場内にて新組織「屋内緑化推進協議会」設立総会開催



2014年7月16日(水)13:30より、東京ビッグサイト第5回エコオフィス/エコ工場EXPO会場内にて「屋内緑化推進協議会」設立総会が生産者、レンタル・緑化業・小売業・異業種など多数の参加者で盛大に行われました。

屋内緑化推進協議会設立総会議事録

- 設立総会 参加者総会約150名
入会申込125社
総会出席 106社
- 懇親会 約135名

1. 開会の辞 司会：前東京都議会議員・山下ようこ
ただ今から、屋内緑化推進協議会設立総会を開催させていただきます。なお、この総会の司会は、私 前東京都議会議員の山下ようこが努めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご来場いただき、誠にありがとうございます。

21世紀のことを人々は環境の世紀、心の時代と呼び、都市の世紀と称することもあります。人間と植物との共存共栄は、21世紀に生きる全ての人々共通のテーマであり、特に都市の機能の発達した先進国、この日本におきましては、野外の緑を守り育てるにとどまらず、屋内の緑化を進めることが、言い換えれば、屋内の緑化を進めることこそ、非常に大きな意味のあることと考えます。屋内緑化の推進は、業界関係者はもとより、元気に働き、健康長寿を願う、この先進国日本に生きる全ての人々の望むところ、悲願といえます。

本日はそれを証明するかのように、植物生産者、販売者、市場などの業界関係者から建築建設、不動産、住宅関連会社、マスコミ関係者まで幅広い皆様がお見えでございます。皆様の熱き心、大きな期待を肌で感じるこの会場となっております。2014年7月16日、協議会設立というこの日が、皆

が志を共にし、協力して歩むことを誓い合う熱き熱き記念日となりますよう、総会の進行をさせていただきます。

2. 発起人代表挨拶 (株)JA 東海グリーン・前田 悟



皆様こんにちは。本日は屋内緑化推進協議会設立総会に本当に全国から多数お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また、衆議院議員の河村先生はじめ、参議院の北村先生の政策秘書の浅野さん、そのほか行政のみなさん、多数ご参加

いただきまして誠にありがとうございます。また、このたびは、待望の花き振興法を作ってくださいまして本当にありがとうございました。重ねてお礼を申し上げたいと存じます。

設立の発端といたしましては、近年、需要が大きく落ち込んでおります観葉植物を何とか再度復活させたいという思いがあり、私ども名古屋の方で数年前から勉強会をしておりました。今までのどちらかといいますと園芸はアウトドアが中心でございまして、公共の場、家等を飾るガーデニングが主流でございました。どちらかといえば育てる園芸、趣味的要素が多く、愛好家、マニアそういった嗜好品でございました。嗜好品であるからには流行や景気にも非常に左右されやすかったわけでございます。景気の影響を少なくするためには、勉強会をする中で必需品にしようというのを思いました。切り口を変えて、屋内、インドアということで植物がもつ本来の力、効力を広く多くの皆様に知っていただき、職場や公共の場所、家庭などにそういった住空間を緑を取り入れることによりまして心が癒され、健康的で快適な環境が確保できると思います。便利になった現在社会においては、環境・健康・人の心などに、多く病んでおられる方が多いと思います。一生の内、多く時間を費やす屋内に緑を取り込みオアシスにすることがこの協議会の目的であります。

そのためには、園芸業界の私たちだけではなく広く他業種のみなさんに働きかけ、理解をしていただき、一緒になりまして新たな緑の文化を創造する運動を行うことがこの会の目的だと思います。(略) 最後になりますが、この会への暖かいご支援、ご協力をあわせてお願いを申しまして、発起人代表としてのご挨拶とさせていただきます。

3. 祝辞

河村 建夫先生（衆議院議員・元官房長官）
自由民主党フラワー産業議員連盟代表

■やはり都市や生活の中に緑は必要



ご紹介いただきました「フラワー産業振興のための議員連盟」がごさいますが、その会長を仰せつかっております衆議院議員の河村建夫でございます。今日はフラワー産業振興の法律のまさにこれを進めるうえで意義のある屋内緑化を推進し

ようという協議会が多くの皆様にお集まりいただいて、いよいよ立ち上がるということでお招きいただきました。本当におめでたい限りでございますし、うれしい限りでございます。

今、お話にあった花き振興法案については、今日は農林水産省のほうから川合花き産業・施設園芸振興室室長さんがお見えでございます。法律の中身についての説明はそこであると思っておりますが、この法律は実はフラワー議連といいますか、フラワー産業振興議連ができたのは昭和62年でございます。30年前、当時建設大臣をやりました江藤隆美先生が議連をお作りになったわけでございます。27年前、そのときから法律でもって、きちっと、花き産業、フラワー振興をやっていかないとならないとおっしゃってありました。私も当選して間もなくその会に入りました。江藤先生は「おい君たちは結婚式や家で奥さんに花を贈っているか」「誕生日に贈っているか」といつもいつてらしたものでございます。それでやっとこの国会で実ったわけでございます。くしくも、江藤隆美先生のご令息江藤拓先生が農林水産省副大臣をやっておられます。法律が通った一番にお礼の一報を送らなければならないといったことでございます。そういうことで日本の花き産業1兆円を目指してということであったのでございますが、かなり後退をしている、もう一度盛り返す必要があるだろうということでもあります。

今日は、その中でもいわゆる屋内緑化ということでございますけれども、家の内外に緑がある花があると素晴らしい

いことでもあります。わたくしが学生時代ペギー葉山の歌に「ツタのからまるチャペル」という歌がございまして、僕の家にも庭がある緑がある、最近マンションの方も増えてまいりました。家の中に緑があるかないかで全然違う、ストレス解消になる。動物園のゴリラも緑のまったくないところでしたらストレスで病気になるという話も聞いております。そういうことでもありますから屋内緑化はいいことでもあります。もちろん、戦後しばらくして日本はもっと緑地を増やせということもあって昭和34年には工場緑地法というのが作られて工場敷地の20%は緑にしろという法律があったわけです。その後昭和48年になって都市緑地保本法、今の都市緑化法というものができまして、やはり都市に緑は必要であるということが進められていくわけでございます。

2020年には東京オリンピックが決まりました。私も安倍総理と一緒にプエノスアイレスにおりまして、「東京」と呼ばれた時やっと思ったのですが、世界中から多くの皆様がお集まりになる日本の国が花と緑で美しくなるといわれるような国造りをさらにすすめるべきではない、そういう意味で花き振興法の意義が大きくなると思っておりますが、その大きな課題として室内緑化をもっとすすめていくことによりまして花き産業、花き振興をすすめていこうということでもありますからこの協議会がその中心になって、ぜひがんばっていただいてビジネスとしても産業としても大きく発展することを心からお祈りいたします。そういう意味で皆様にお招き預かりましたので、皆様に振興法のこともご理解していただきながら、みなさんのもっておられる仕事がさらに発展をいたしますよう、屋内緑化ということを中心にしながら花きの振興が、さらに進みますよう重ねてお祈りいたします、ご挨拶にかえさせていただきます。



3. 祝辞 フラワー議連北村経夫参議院議員政策担当秘書 浅野 寛 様

■殺伐とした無機質な職場を癒すものは花



ご紹介に預かりました参議院議員北村経夫の秘書でございます。本人が本日出席できません。誠に申し訳ございません。冒頭深くお詫びを申し上げます。それではメッセージを代読させていただきます。

大都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、低炭素化の観点から屋上緑化や壁面緑化の全国的な取り組みがすすめられていますが、同様に現代人にとってのイライラやストレスが鬱積するヒートインドア現象が施設やオフィス内にもおきていると思っております。このような中、殺伐とした無機質な職場を美しく潤いのある空間を作って癒してくれるものは何か。それは花でしょう。この機において皆様方が屋上緑化ならぬ屋内緑化を推進するため業種横断的な協議会を立ち上げられましたことに対しまして心からお慶びと敬意を表する次第であります。

さて、平成26年度予算では国産花きイノベーション推進事業が新規で認められ、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため花き業界関係者が一同に会して戦略を策定する協議会の設置、運営について国をあげて支援することになっており、昨年当選させていただいた直後に参加させていただいております伝統あるフラワー産業議員連盟の一員として微力ながら活動させていただいているところであります。花きの振興に関する法律が6月5日に衆議院で、20日に参議院で可決されましたが、一昨年でのフェンロー国際園芸博覧会での屋内展示部門における金賞、品種コンテストでの最高得点の獲得など国際的に高い評価を得ている日本の花きについてさまざまな振興策を講じ、近々の課題である輸出促進に関係省庁と連携し、強大強化拡大を図るとともに国民の心豊かな生活の実現に万全を期して取り組んでまいり所存であります。結びに協議会のますますのご発展と前田会長はじめ皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げ御礼に代えさせていただきます。平成26年7月16日参議院議員北村常夫 代読。ありがとうございます。おめでとうございます。

4. 来賓紹介

(司会：山下) 本日は行政からもご来賓をお招きしております。ご紹介いたします。



右から、河村健夫氏(衆議院議員)、浅野 寛氏(北村経夫参議院議員代理政策担当秘書)、中村孝氏(国土交通省緑地環境室課長補佐)、野木森里香氏(岐阜県農政部花き振興企画監)、石積 忠夫氏(リードエグジビジョンジャパン株式会社代表取締役)

5 祝 辞

リードエグジビジョンジャパン株式会社
代表取締役社長 石積 忠夫様



本日は屋内緑化推進協議会、めでたく設立されましたことを改めてお祝い申し上げます。本当におめでとうございました。私どもはさきほど総会司会からありましたように、皆さんに日頃から2つの展示会で大変にお世話になっております。一つは10月の幕張メッセにおける国際フラワー Expo、もう一つは今日からスタートいたしましたエコオフィス Expo ということで、皆さんとちょっと業種は違うのですが、ある意味ではみなさんが発展すれば、我々も発展できる、この展示会が発展すれば、皆さんがもっとも活性化されて発展できるとそういう密接な関係にあるなというふうに日頃から思っております。とりわけ今やっている展示会エコオフィスの中で最近緑化推進が非常に重要だということを出展の間から本当に強い声がございまして、実は今日も私ども会社の中で来年から正式に大々的に緑化推進ゾーンというニューゾーンをエコオフィスの中に設けて、そして我々は我々の立場から緑化を推進していこうとそれが、してはみなさんの業界の発展あるいは皆さんの一社一社の会社の発展につながるとそんな思いで今日決定してきたわけでございます。(略)

最後になりますが、二つの展示会に本当にみなさんに絶大なるご尽力いただきましたこと改めて御礼申し上げたいと思いますし、また、今後も二つの展示会を通じてみなさんの運動、そして皆さんのご商売に少しでも貢献したいとそんな風に思っております。改めて本日の設立お祝い申し上げます。おめでとうございました。



役員紹介

大久保有加さん制作：会場を飾った壁面緑化 ▶



屋内緑化推進協議会設立総会プログラム

- 総会司会 山下ようこ (前東京都議会議員)
- 祝 辞
河村 建夫先生 (衆議院議員)
北村 経夫先生 (参議院議員) 代理出席 浅野 寛氏
政策担当秘書
石積 忠夫 (リードエグジビジョンジャパン株式会社代表取締役社長)
- 来 賓
中村 孝 (国土交通省緑地環境室課長補佐)
野木森 里香 (岐阜県農政部農産園芸課花き振興企画監)
- 特別講演
川合 豊彦
(農林水産省花き産業・施設園芸振興室)
「花きの振興に関する法律のあらまし」
- 壁面展示制作
大久保 有加・伊藤商事
- 議 長
前田 悟 (JA 東海グリーン取締役相談役)
- 事務局長
田中 義一 (フラワーオークションジャパン鉢物部開発課課長)
- 記念セミナー司会
藤田 茂 (緑花技研代表取締役)



● 記念セミナー————— ①

伊藤 孝巳 (伊藤商事代表取締役)
「緑化ビジネスの可能性について
～世界の壁面緑化～」



● 記念セミナー————— ②

佐分利 応貴
(現総務省 行政評価局評価監視官)
京都大学経済研究所 准教授
「屋内緑化の効用について」



- セミナー司会 藤田 茂 (緑花技研 代表取締役)
- 懇親会司会 加藤 孝義 (岐孝園 代表取締役)
長瀬 紀美子 (岐阜花き流通センター所長)
- 懇親会あいさつ
赤塚 充良 (赤塚植物園会長)
大久保 有加 (ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ代表理事)
野木森 里香 (岐阜県農政部農産園芸課花き振興企画監)



● 乾 杯

平田 雅典 (平田ナーセリー代表取締役社長)
小杉 波留夫 (サカタのタネ花統括部開発グループ)
西岸 芳雄 (日本花普及センター専務理事)
夏目 嘉久 (ワン・イレブン株式会社)
福島 偉人 (日本インドア・グリーン協会理事長)
石川 昇二郎 (芳樹園専務取締役)

● 中締め

徳本 修一 (総合園芸代表取締役社長)



懇親会司会 / 岐孝園 加藤 孝義

「花きの振興に関する法律のあらまし」

川合 豊彦

(農林水産省花き産業・施設園芸振興室)



皆さん、法律に何が書いてあるか読んで理解しましょう。
この法律には良いことが書いてあります。
自社の戦略立案の参考になります。

花きの振興に関する法律が成立しました

花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な位置を占めているとともに、その国際競争力の強化は緊要な課題となっています。

また、花きに関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っています。

こうした状況を踏まえ、花き産業と花きの文化の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「花きの振興に関する法律」が成立しました。

この法律は、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的としています。

平成26年法律第102号 平成26年6月27日公布

1条
産業と文化の両面からの花きの振興を、法律の目的としています。

2条
「花き」とは、具体的には切り花(ヤシの葉等切り葉、サクラやサカキ等切り枝を含む)、鉢もの(洋ラン類、観葉植物、盆栽等)、花木類(ツツジ等庭木に使われる木本性植物で緑化木を含む)、球根類(食用に供されるものを除く)、花壇用苗もの(パンジー、ペチュニア等)、芝類(造園用等養成されているもの)、地被植物類(ササ、ツタ、ジャノヒゲ等の地面や壁面の被覆に供するもの)のことを言います。

「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業を言います。

3条
農林水産省では、これまで「花き産業振興方針」を策定してきたところですが、今後は法律に基づき、「基本方針」を策定することとされました。

4条
都道府県は、出来る限り生産、流通、販売、文化等地域の花き関係者が一堂に会する地域協議会等を活用し、「振興計画」を策定するよう務めることとされました。

5条
花き産業及び花きの文化の振興のためには、生産、流通、販売、文化等花き関係者や国、地方公共団体等の連携が欠かせないことから、連携の強化が規定されました。

6条
燃油価格や資材費の高騰、災害の発生等により、経営が圧迫される事例が見受けられる中、国や地方公共団体による生産者の経営の安定のための支援が規定されました。

7条
国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、国や地方公共団体による生産性と品質の向上の促進のための支援が規定されました。

8条
花きは卸売市場経由率が高く、産地から市場、小売店に至るまでのコールドチェーンの整備や流通経路の合理化等が必要であることから、国や地方公共団体による加工及び流通の高度化に向けた支援が規定されました。

9条
国産花きの強みである日持ち性の向上のためには、産地から小売店に至るまでの流通段階における鮮度保持が特に重要であることから、第九条が設けられました。

法律の概要

目的

花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現(1条)

定義

「花き」

鑑賞の用に供される植物(2条1項)

「花き産業」

花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業(2条2項)

基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針を策定(3条)
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定(4条)
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化(5条)

国及び地方公共団体の施策

【花き産業に対する施策】

- 生産者の経営の安定(6条)
- 生産性及び品質の向上の促進(7条)
- 加工及び流通の高度化(8条)
- 鮮度保持の重要性への留意(9条)
- 輸出の促進(10条)
- 種苗法の特例(13条)
- 研究開発の促進(15条)

【花き文化に対する施策】

- 公共施設における花きの活用の推進等(16条1項)
- いわゆる「花育」の推進(16条2項)
- 日常生活における花きの活用の推進等(16条3項)

【その他の施策】

- 博覧会の開催等(17条)
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰(18条)
- 振興計画の円滑な実施に向けた国の援助(19条)
- 花き活用推進会議の設置(20条)

10条
「花きの輸出戦略」(平成25年8月)の目標である平成32年の輸出額150億円の達成に向け、国や地方公共団体による花きの輸出促進に向けた支援が規定されました。

11条
第十三条で規定する種苗法の特例の適用を受けるには、研究開発事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。

13条
国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、品種開発を加速化させる必要があることから、国際競争力の強化に資する品種開発及び増殖技術の高度化に取り組む者に対し、品種登録の出願料及び登録料を減免する種苗法の特例が規定されました。

15条
国産シェアの奪還や輸出拡大に向けた新品種の育成、国産花きの強みを活かす日持ち性の向上のため、国や地方公共団体による研究開発の推進のための支援が規定されました。

16条
我が国は極めて豊かな花き文化を育んできましたが、ライフスタイルの変化や若年層の花き離れ等により、近年日常生活において花きに触れる機会が減少しています。このため、国や地方公共団体による、公共施設や社会福祉施設等における花きの活用の推進や花育の実施、生け花や盆栽等花きに関する伝統の継承等、フラワーアレンジメントや新しい物日の普及等花きの新たな文化の創出等、花きの文化の振興に向けた支援が規定されました。

17条
花きの輸出拡大や国内需要の拡大、花きの文化の振興を図るため、国や地方公共団体による博覧会の開催等に対する支援が規定されました。

19条
法律の各条項に規定した施策の実現に向けては、国の予算措置等が不可欠であることから、国の援助を規定しました。
農林水産省では、法律の理念を具体化すべく、平成26年度より「国産花きイノベーション推進事業」を開始したところです。

20条
公共施設における花きの活用や教育との連携、農商工連携、花きを活用した街づくり等により、関係行政機関が連携して花きの活用を推進していくため、農林水産省が事務局を務め、他府省が構成員となる「花き活用推進会議」が規定されました。

詳しい内容は下記URLをご覧ください。

<https://www.facebook.com/okunairyokka>

設立総会で承認された

1. 設立趣意書

2. 役員人事

3. 平成26年度事業計画

【1. 設立趣意書】

植物は、最も身近にある命です。

花や緑は、私たちに変わりゆく季節を伝え、子どもたちの心に優しさや美しさを育みます。

植物は心のサブリとも言われますが、人は緑を見ると心がなごみ、癒し効果やストレスの解消、気分転換・爽快感などが得られます。このため、いまから50年以上前の昭和34年(1959年)に工場緑地法が制定され、工場敷地の20%の緑化が義務づけられました。都市についても昭和48年(1973年)に都市緑地保全法(現在の都市緑化法)が制定され、「都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである」として都市の緑化が義務づけられています。

ところが、「緑が健康で文化的な生活に欠くことができない」にもかかわらず、私たちが約9割の時間を過ごす屋内には、いまだにほとんど緑がありません。学会の最高権威である日本学術会議の報告書にも「室内という無機質な閉鎖空間でも植物との共生で、本能的な安心感、安らぎが得られる。超高層ビルの室内や地下室等の地上と隔絶された空間ほど、生きた植物・緑との共生効果は大きい。屋内の植物で気分的な安らぎとともに、目の疲労回復や大脳皮質の活動補強等の効果もある。この緑化は美しい装飾ともなり、人の心理・生理への好適影響や屋内汚染空気の浄化も期待でき、また集客力を高める経済効果等、多面効用がある。」とあり、植物には私たちが心身ともに健康にする力があります。植物を育て、慈しむことは、職場や家庭を悩ますメンタル問題の予防にもなります。

本協議会は、屋内緑化の社会的意義や効果をより多くの人々に伝えるため、花や緑の生産・流通・販売、レンタルグリーン、屋内装飾、インテリアなど様々な分野の関係者が連携を図り、また、賛同する行政・企業・個人等の皆様のご支援・ご指導等をいただき、屋内緑化の取組を全国的な運動として推進することにより、職場や家庭環境の改善、ひいては国民生活の向上に寄与することを目的とするものであります。

平成26年7月16日

屋内緑化推進協議会設立総会出席者一同

【2. 役員人事】

会 長

前田 悟 (株)JA東海グリーン 取締役相談役

副会長

加藤 孝義 (株)岐孝園 代表取締役
(社)日本花き生産協会・鉢物部会長

藤澤 俊三 (株)フラワーオークションジャパン 代表取締役

大林 修一 (株)プラネット 代表取締役
(社)日本インドアグリーン協会 理事

理 事

石黒 一弘 (株)グリーバル 取締役部長

沖本 尚昭 (株)パーク・コーポレーション コントラクトマネージャー

金澤 大樹 (有)矢祭園芸

小原 孝清 大和リース(株) 大阪本店環境緑化営業所所長

藤田 茂 (有)緑花技研 代表取締役

山下ようこ 前東京都議会議員

監 事

伊藤 孝巳 (株)伊藤商事 代表取締役

山川 正浩 (株)グリーン情報 代表取締役

顧 問

河村 建夫 衆議員議員
自民党フラワー関連産業振興議員連盟会長

北村 経夫 参議院議員
自民党フラワー関連産業振興議員連盟会員

相談役

赤塚 充良 (株)赤塚植物園 会長

アドバイザー

佐分利 応貴 京都大学経済研究所准教授
(現総務省 行政評価局評価監視官)

事務局長

田中 義一 (株)フラワーオークションジャパン
鉢物部開発課課長

【3. 平成26年度事業計画】

花き振興法の制定を具体的な花きの需要創造につなげるべく、屋内緑化の社会的意義や緑の効用をより多くの人々に伝え、全国的な運動として推進していくために下記の活動をすすめる。

- (1) 総会 年1回(7月)
- (2) エコオフィス/エコ工場 EXPO 出展 年1回(7月)
- (3) 勉強会・セミナー・交流会 年4回
(予定:4月・7月・10月・1月)
- (4) 優良施設に対する表彰制度の確立
2015年7月第1回表彰を予定
- (5) 販促ツールの作成
- (6) その他

屋内緑化推進協議会【会則】

＜ 名 称 ＞

第1条：本協議会は、屋内緑化推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、その英語名は「Indoor Green Promotion Council:IGPC」とする。

（事務所）

第2条：本協議会は、主たる事務所を東京都に置く。

＜ 目 的 ＞

第3条：本協議会は、官学民が一体となって、緑の効用を広く国民に伝え、2020年までに、オフィス、商業施設、個人事業所、公共施設、家庭等の屋内における緑化率100%を達成することを目指す。

＜ 事 業 ＞

第4条：本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 緑の効用についての研究・普及・啓発
- (2) 会員間の各種研究会等の開催
- (3) 屋内緑化商品・サービスの開発促進
- (4) 屋内緑化推進のための政府等各方面への働きかけ
- (5) 優良施設に対する表彰
- (6) 上記(1)～(5)に係る年次報告書の作成と公表

＜ 会 員 ＞

第5条：本協議会の会員は、第3条の目的に賛同する個人、法人及び団体とする。

第6条：会員は、次に挙げる権利及び特典を有する。

- (1) 会長の選出権（個人会員を除く）
- (2) 本協議会の主催するワークショップ、フォーラム、シンポジウム等への優先参加権
- (3) 調査書・報告書・ポスター・カタログ・ラベル等の無料配布及び割引購入ができる特典
- (4) 屋内緑化の推進に関する事業者の紹介を受けられる特典

＜ 入会及び退会 ＞

第7条：本協議会への入会は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2. 会員は、次の場合に退会する。

- (1) 会員による退会の届出がなされた場合
- (2) 会費がその請求後2ヶ月を越えて納入されない場合
- (3) 本協議会の名誉を著しく損ねる等により理事会より退会の勧告を受けた場合

＜ 役 員 ＞

第8条：本協議会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名以内 |
| (3) 理 事 | 20名以内 |
| (4) 専門委員 | 5名以内 |
| (5) 監 事 | 2名 |

＜ 会 長 ＞

第9条：会長は、本協議会を代表しその会務を総理する。

2. 会長は、理事の互選により任命され、その任期は2年とする。ただし、本協議会の設立時は、その任期は1年とする。

＜ 理 事 ＞

第10条：理事は、総会において出席会員の過半数の票をもって選出され、その任期は2年とする。ただし、本協議会の設立時は、設立総会への出席者の過半数の票をもって選出され、その任期は1年とする。

＜ 専門委員 ＞

第11条：専門委員は、会長より委嘱され、その専門とする分野において、会長の諮問に答申する。

＜ 監 事 ＞

第12条：監事は、本協議会の庶務、会計を監査し、総会において報告する。

＜ 顧問・相談役・アドバイザー ＞

第13条：会長の決定により、本協議会に顧問・相談役・アドバイザーを若干名置くことができる。

2. 顧問・相談役・アドバイザーは、会長が委嘱し、本会の運営に関して会長の諮問に答申する。

＜ 会員総会 ＞

第14条：会員総会は、原則として年1回開くものとする。

2. 会長が必要と認めるとき、もしくは理事の3分の2以上又は会員総数の3分の1以上の書面による会員総会開催の要求がなされた場合は、かかる要求提出の日より60日以内に臨時会員総会を開かねばならない。ただし、定例会員総会がかかる期限の60日以内に開かれる場合は、定例会員総会がこれを兼ねるものとする。
3. 定例会員総会はその開催日の45日前までに、臨時会員総会はその開催日の30日前までに、会長が開催の日時及び場所を全会員に通知するものとする。
4. 会員総会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 予算及び決算報告書
 - (3) 理事の選出
 - (4) 本協議会の解散
 - (5) その他会長が特に必要と認める事項
5. 会員総会においては、会長が議長を務める。
6. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。議決及び採択は、出席会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

＜ 理事会 ＞

第15条：理事会は、会長及び理事により構成される常設の執行機関であり、下記の事項を含む本協議会の運営に係る全ての会務を執行する。

- (1) 専門委員からの答申、ワークショップ、フォーラムその他の方法で得た情報を精査、分析し、第4条に述べる年次報告書等を作成する。
- (2) ワorkshop、フォーラムその他の会議開催の決定
- (3) 会員総会に付議する議案の作成
- (4) その他会長が特に必要と認める事項

＜ 会議形態 ＞

第16条：本協議会のいずれの会議も、理事会の決定により、電子工学的通信手段により開催、進行することができる。

＜ 経 費 ＞

第17条：本協議会の運営経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2. 会費は1年単位とし、法人会員は2口12,000円を、個人会員は1口6,000円を、前納する。
3. 入会に際しては、法人会員は入会金10,000円を納入する。ただし、設立初年度の会計年度に入会した者は、入会金を免除される。

＜ 知的財産権の帰属 ＞

第18条：会員は、本協議会の活動において発明等を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）の持ち分については、会員が単独で行った発明等はそれぞれ単独所有とし、共同で行った発明等は貢献度をふまえて共有するものとする。

2. 会員は、共有する本知的財産権に関わる出願または申請を行うときは、出願などに要する費用については、別段の定めのある場合を除き、その持ち分に応じて負担する。
3. 会員は、共有する本知的財産権が共有者または共有者以外の第三者によって実用化されるときは、持ち分に応じた実施料の配分などを定めた実施契約を締結するものとする。

＜ 秘密保持契約 ＞

第19条：会員は、会員から得た秘密を漏らしてはならない。退会した場合も同様とする。

2. 本協議会の事業に係る秘密情報を開示しようとする場合、別途秘密保持契約を締結するものとする。

＜ 事務局 ＞

第20条：本協議会の事務局及び事務局担当者は会長が決定し、任命する。

2. 事務局担当者は会長の命を受けて会務を執行する。

＜ 会計年度及び事業年度 ＞

第21条：本協議会の会計年度及び事業年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。ただし、本協議会設立初年度の会計年度及び事業年度は、本協議会設立の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

1. 本会則は、平成26年7月16日から施行する。

以上

2014年10月11日(土)大田市場事務棟2Fにて、第1回「屋内緑化推進協議会」勉強会が開催されました。

保健衛生分野からの見た 緑素材・緑空間の活用

飯島健太郎 桐蔭横浜大学 医用工学部准教授



緑と健康効用に関する議論はこれまでも活発に行われてきた。物理的・化学的な環境改善効果、心理的効果、園芸療法にみるリハビリテーション効果など、様々な場面、あるいは症状の緩和、予防的な観点によって説かれ、各々の研究はエビデンスを求め、臨床的な研究に加え、医用工学機器を駆使した高度な計測も導入され、生理的メカニズムによって緑の効果が説明されるまでに至っている。関連研究者の顕著な成果の数々である。

一方、そうした緑の健康効用の社会応用はこれからの大きな課題である。健康対策に大きく貢献しているのは、「医療」である。しかし予防的観点を重視するならば、医療行為のみならず各種保健衛生活動が重要であることは論を待たない。

Table 1 公衆衛生学上の予防段階と内容

予防段階	内容
1次予防	健康増進、疾病予防
2次予防	早期発見・早期対処、適切な医療
3次予防	リハビリテーション・再発防止

Table 2 公衆衛生学上の保健衛生の分類

分類	内容
母子保健	健康診査、保健指導、療養支援、医療対策など
学校保健	教育に適した学校環境、保健・体育設備、身体検査、予防接種、衛生教育の推進など
成人保健	生活習慣病対策(肥満予防、食生活の改善、運動の継続や休息)に関する施策など
老人保健	健康手帳の公布、健康教育、健康相談、健康診査、医療等、機能訓練、訪問指導など
産業保健	労働の環境、労働時間・休憩・休日・休暇・疲労、職業病対策など
精神保健	精神面の健康の維持・増進、そして予防と治療など
環境衛生	水質・土壌・大気環境の保全、建築環境の保全など
スポーツ衛生	競技選手のスポーツ傷害対策など
災害時の衛生	災害時の傷病対策、メンタルヘルス対応など

※スポーツ衛生と災害時の衛生は、公衆衛生学で論じられることは一般的でないが、本論では位置づけておきたい。

◆公衆衛生学では、予防的観点と国民全体に及ぶ健康対策を重んじている。最先端の高度医療による個別の医療よりも、全体として広く行き届く健康予防対策を検討する分野である(Table 1)。その中に早期発見、適切な医療を中心とした医療行為も含まれているが、その手前の健康増進、疾病予防を最前衛の対策としている。個別の疾病予防のみならず、健全な成長・発達の推進の検討をも包括している。こうした保健衛生活動の視点から緑素材や緑地の役割をあらためて議論したい。緑の効用を必ずしも、医療から位置づけることを目指すのみならず、広く保健衛生活動の媒体として体系化し応用していく構想をもつことが必要である。

◆緑素材・緑地、芝生地の効用を公衆衛生学上の各種保健活動の分類(Table 2)に基づいて議論することが重要であり、母子保健(Table 3)、学校保健(Table 4)、成人保健(Table 5)、老人保健(Table 6)、産業保健(Table 7)、精神保健(Table 8)における緑素材や緑地空間のもたらす健康効用を各々まとめた。

◆保健事業は、1次予防(健康増進、疾病予防)、2次予防(早期発見・早期対処、適切な医療)、3次予防(リハビリテーション・再発防止)という各段階で対策が講じられている。医療行為は2次予防を中心に、予防接種や各種療法など、一部に1次予防や3次予防にも及んでいる。

一般に医療行為とされない部分、健康増進、疾病予防、機能回復、再発防止といった1次予防と3次予防を中心に様々な保健衛生活動が展開しており、その中で緑素材や緑地をより有効に活用する可能性が認められる。

◆緑は、熱中症予防から環境浄化などの物理的・化学的環境緩和・調節作用、成長・発達のための外遊びを促進する受け入れ空間、視覚や精神の疲労を軽減、回復させる知覚作用、栽培に関わることによる手指のリハビリテーション、季節感や作業手順の認識を促す想起作用など多面的な機能を果たしており、人生のライフステージあるいは場面々々の保健衛生施策にうまく導入することにより、有効に予防対策を講ずることができる。

◆なお、こうした緑を介した健康効用を享受し、有効に保健衛生活動に資するためには、その緑が良質に維持されていなければならない。保健衛生環境や活動の場としての緑の機能を損ねないためにも維持管理の手間、費用を省くことなく、十分に対応していく仕組みと支援が不可欠である。

Table 3 母子保健分野の緑の活用

分野	効果	緑の導入例
新生児・乳児期・幼児期の成長発達	感覚器の発達(視覚ほか)	芝生地・公園緑地・屋上緑地(風景の奥行、温熱環境、土遊び、寝ころび遊び)
	分泌腺の発達(能動汗腺など)	
	神経系の発達(大脳皮質-運動神経-筋肉の活動-動作の習得)	
	免疫系の発達(獲得免疫)	
母親の精神衛生	気分転換・ストレス発散	芝生地・公園緑地・屋上緑地

Table 4 学校保健分野の緑の活用

分野	効果	緑の導入例
成長・発達	運動能力の向上/外遊び	校庭の芝生化
	思考・集中力	教室内の観葉植物栽培
	精神的成長	
疾病・怪我の予防	外遊び・体力向上	校庭の芝生化
	グラウンドの衝撃吸収力	
	不定愁訴の低減	
メンタルヘルス	熱中症予防	校庭内の中高木植栽、校庭芝生
	知覚環境の改善	教室や校庭の緑

Table 5 成人保健分野の緑の活用

分野	効果	緑の導入例
成長・発達	代謝系(糖尿対策)	芝生地、公園緑地、緑の回廊(軽運動、歩行、散歩)
	筋骨格系(筋骨格の強化)	
	循環器系(肺・心臓の強化)	
	免疫系(悪性新生物対策)	
メンタルヘルス	ストレス発散・気分転換	芝生地、公園緑地、緑の回廊(軽運動、歩行、散歩) 園芸作業
	精神神経免疫学分野	

Table 6 老人保健分野の緑の活用

分野	効果	緑の導入・活用
認知症予防・進行予防	長期記憶・短期記憶の誘因(回想法)	緑の景観(季節感) 園芸素材(野菜・花)・栽培(園芸療法)
寝たきり予防	足腰の弱体化の予防	芝生地、緑地(散歩)
手指のリハビリ対策	麻痺対策・残存機能の維持	園芸療法(手指の動作)
メンタルヘルス	老人性うつ対策	園芸療法、芝生地、緑地の散歩

Table 7 産業保健分野の緑の活用

分野	効果	緑の導入例
オフィスワーカー	視覚疲労の予防・回復	観葉植物(視対象、ベトプランツ)、室内庭園
	精神疲労の予防・回復	
	ヒューマンエラーの防止	
工場労働者	湿度調整(冬季乾燥時の感冒予防)	工場内の緑化
	疲労予防・回復	
事業系ドライバー	熱中症予防	折板屋根薄層緑化 工場内の緑化 物流拠点施設の休息空間の緑 SA・PAの室内緑化、屋外の緑地
	騒音感の緩和	
	運転疲労(眼気の)予防・回復	

Table 8 精神保健分野の緑の活用

分野	効果	緑の導入例
予防的余暇活動(日常のストレスケア)	心身疲労の回復、質の高い休息、予防	芝生地、公園緑地(軽運動、歩行、散歩) 園芸作業
	知覚環境の改善	観葉植物、ベトプランツ 香りの植物
心理療法・分析(医療的対応)	作業療法	園芸療法
災害時のメンタルケア	震災トラウマ(PTSD)治療	公園緑地、芝生地(集団療法、動作法)



「屋内緑化コンクール2014」 受賞作品決定!

2014年12月8日(月)農林水産省共済組合 南青山会館にて、日本フラワー・オブ・ザ・イヤー2014/日本フラワービジネス大賞2014合同の授賞式が執り行われました。

「屋内緑化コンクール」は、屋内緑化推進協議会の設立目的である「屋内緑化の社会的意義や効果をより多くの人々に伝えるため、花や緑の生産・流通・販売、レンタルグリーン、屋内装飾、インテリアなど様々な分野の関係者が連携を図り、また、賛同する行政・企業・個人等の皆様のご支援・ご指導等をいただき、屋内緑化の取組を全国的な運動として推進することにより、職場や家庭環境の改善、ひいては国民生活の向上に寄与すること」を具現化している事例に対し、その功績を讃え表彰するものです。この表彰により、屋内緑化の一層の普及推進を図り、生活者の豊かな生活の実現に寄与することを目的とします。

本年度の「屋内緑化コンクール」は 67 点の応募があり、平成 26 年 11 月 29 日に審査会が開催され、6 点の受賞が決定しました。

- 主催** 屋内緑化推進協議会
- 協賛** 一般社団法人日本インドア・グリーン協会
公益社団法人日本家庭園芸普及協会
一般財団法人日本花普及センター
日本ハンギングバスケット協会
- 審査日** 平成 26 年 11 月 29 日
- 応募点数** 67 点
- 審査員** 近藤 三雄 東京農業大学名誉教授 (審査委員長)
安藤 敏夫 千葉大学名誉教授
前田 悟 屋内緑化推進協議会会長
- 受賞結果** 詳細は下記 URL をご覧ください。
<https://www.facebook.com/okunairyokka>
今回の受賞に順位は設けず、賞を提供して下さった団体にふさわしい作品を選び 団体の設立順に掲載としました。
- 問合せ先** 屋内緑化推進協議会 事務局 田中義一
03-3799-5435 ytanaka@faj.co.jp



(一社)日本インドア・グリーン協会理事長賞

- 作品名称
新南平台東急ビル エントランスホール
「垂直花壇」
- 応募者: 株式会社石勝エクステリア・
東急不動産株式会社・
株式会社東急ホームズ
- 所在地: 東京都渋谷区



日本家庭園芸普及協会会長賞

- 作品名称
「緑の洞窟」
- 応募者: 東邦レオ株式会社
- 所在地: 東京都中央区



(一財)日本花普及センター会長賞

- 作品名称
ガーデンルネサンスで創る
「Vertical Garden」
- 応募者: 兵庫県立淡路夢舞台温室
「奇跡の星の植物館」
- 所在地: 兵庫県淡路市夢舞台4番地



日本ハンギングバスケット協会理事長賞

- 作品名称
AOYAMA FLOWER MARKET TEA HOUSE
「赤坂Bizタワー店」
- 応募者: 株式会社パーク・コーポレーション
- 所在地: 東京都港区



屋内緑化推進協議会会長賞

- 作品名称
沖縄タイムス社
「光庭植栽」
- 応募者: 株式会社グリーンウィンド
- 所在地: 沖縄県那覇市久茂地



屋内緑化推進協議会会長賞

- 作品名称
「汐留地下歩道内植栽」
- 応募者: 株式会社プラネット
- 所在地: 東京都港区東新橋 1 丁目



一般社団法人

日本インドア・グリーン協会理事長賞

新南平台東急ビル エントランスホール

「垂直花壇」

株式会社 石勝エクステリア

■受賞理由：屋内でありながら花卉類を主体とし、曲線による柔らかさと立体感のある絵画的なデザインや、幾何学的なデザインで、四季の移ろいを表現している。光源の選択や設置の工夫、管理のシステム等でインドアでの植物生育を確保しており、会の目的に合致し選ばれた。

■対象概要：本作品は、オフィスビル 1F のメインエントランスホール正面に設置された、幅 3.7m、高さ 2.3 mの屋内緑化である。

外部空間には、様々な場所で草花が植えられた「花壇」があり、その色合いや季節感、心理的効用などで人々の目を楽しませ、安らぎや癒しを与えている。屋内空間は採光や風、生育基盤などの様々な制約があり、使用できる植物に限りがあるため、その環境下で生育できる種を選び、管理している状況が見られる。

本作品は、このような「花壇」がもつ効果を屋内に取り入れるために、多様なデザインに対応可能な連続基盤や光源などの生育環境を整備し、適切な管理を行うことで様々な植物が利用可能となり、魅力的で多彩な表現の「垂直花壇」を実現した。



▲接道から撮影した垂直花壇



▲2013年夏



▲2014年正月



▲2014年秋



▲全景写真

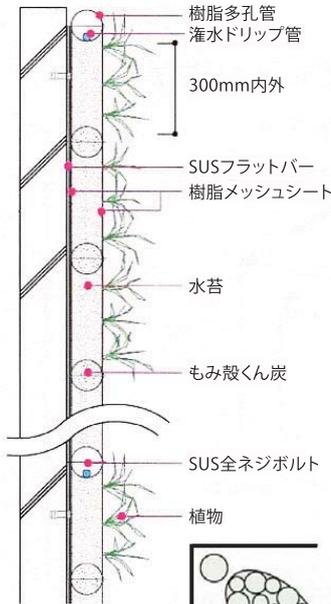


▲側面からの写真

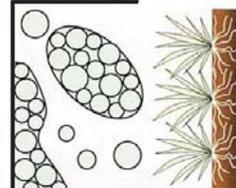
緑化システム

①壁面緑化システム「アースウォール」 ※特許取得済

「アースウォール」はミズゴケを培地とした連続基盤で、根系が自由に張れ、どの位置でもどのような鉢径でも植えることができる。したがって、使用できる種類も多くなり配植の自由度も高く、緩やかな曲線や楕円などを用いた多彩なデザインにも対応できる。



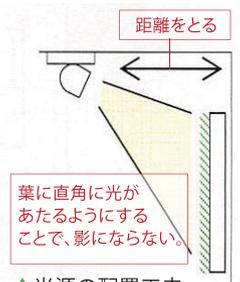
▲アースウォール構造図



▲配植自由度と根系生長

②花もちを良くする光源の選択と設置の工夫

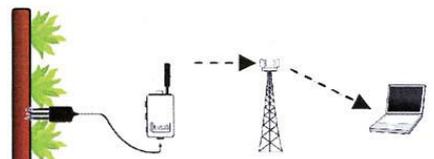
花卉の鑑賞期間を長くさせるため葉面照度を最大 2500Lux を確保した。配置としては上部の植物の影とならないよう水平に近い角度より照らし、照射位置の調整が容易なようレール式の LED スポットライトを採用した。



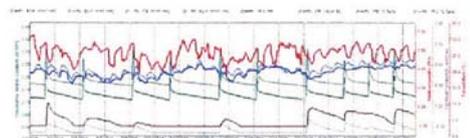
▲光源の配置工夫

③「垂直花壇」を維持するモニタリングと植物適正調査

基盤環境をリアルタイムで把握できる遠隔監視システムの導入（施工 1 年間）により、異常時の処置体制や部分的な基盤環境の把握を行った。また、植物の生育状態を定期的にモニタリングし、適正植物の評価を行い植栽に反映している。



▲遠隔監視システム概略図



▲遠隔監視システムの結果グラフ
(土壌水分量、室温、湿度)

日本家庭園芸普及協会会長賞

「緑の洞窟」

東邦レオ株式会社

■受賞理由：植物のある暮らしの実現をサポートする、提案型のショールームとして誕生した。一般の方からプロの内装デザイナーまで、幅広い層に植物のある空間づくりのヒントを提供している。家庭園芸の普及に寄与するとして選ばれた。

■対象概要：「大自然と暮らす」をコンセプトに、お気に入りの自然をすぐそばにおいて共に暮らすというライフスタイルを提供し続けているPIANTA×STANZA。

そのコンセプトをリアルに体感することができ、植物のある暮らしの実現をサポートする、提案型ショールームとして緑の洞窟は誕生した。

自然な風合いの化粧カバーに床置きされた個性的な観葉植物や、壁にかけられた天然木の額縁から植物が立体的に配置されている演出などは、植物の効果的な見せ方として手軽に取り組めるため、一般の方からプロの内装デザイナーまで幅広い層に空間づくりのヒントとなっている。

また、正面奥の壁に設置された壁面緑化は、給排水設備の用意できない場所に設置できる方法で、ショールームの外壁に設置されている給排水設備の付いているシステムと共に違いを見比べることができるようになっている。

このように、空間を緑で演出するための様々な手法が、空間と調和した形で採用されているのが大きな特徴の作品である。



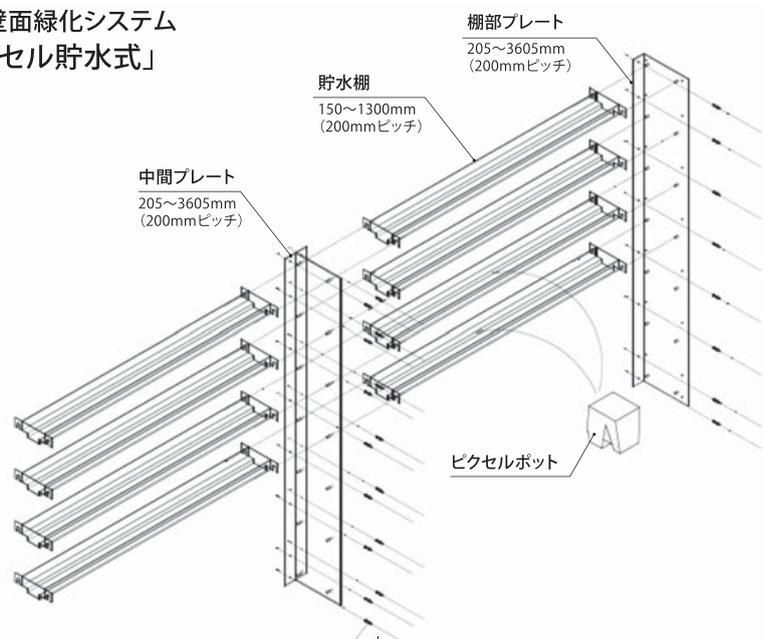
▲□□□□□□□□□□□□



▲□□□□□□□□□□□□

緑化システム

室内壁面緑化システム 「ピクセル貯水式」



【緑の洞窟の構成】

壁面緑化：外壁

ピクセルライト工法

W6m×H3.6m 約13.5㎡

ピクセルポット 318ポット

樹種：ベニシダ、ヤブラン、ヘデラ、アベリアなど約18種類

室内：ピクセル貯水式

W4.8m×H2.75m 約11㎡

ピクセルポット 250ポット

樹種：カポック、シンゴニウム、テーブルヤシなど約12種類

壁掛けインテリア：マイギャラリー L、M、S

壁内設置特大フレーム：

オーダーメイドマイギャラリー

ツリーオブジェ：

天然木（ハクウンボク幹）

天井吊プランター：

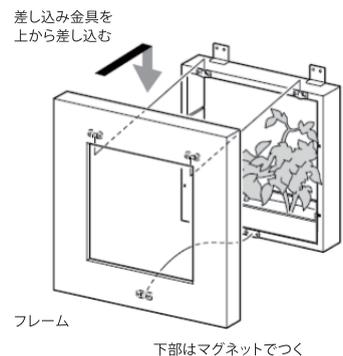
SUS製貯水プランター（表面塗装仕上げ）、天井アンカー止め

壁付けプランター：オーダーメイド品

置き鉢：森の影を天井に映すフォレストリウムほか各種化粧カバーにて演出

壁掛けインテリア

「ピクセル貯水式：マイギャラリー」



一般社団法人

日本花普及センター会長賞

ガーデンルネサンスで創る

「Vertical Garden」

兵庫県立淡路夢舞台温室 奇跡の星の植物館

■受賞理由：淡路夢舞台温室は和風土壁緑化五国の庭、リサイクルベッドの壁面緑化、盆栽壁面緑化、グリーンアートヴァーティカルガーデンの4点の応募があったが、同一の物件として審査した。種々の場所、方法による緑花で、花の普及に寄与するとして選ばれた。

■対象概要：奇跡の星の植物館では伝統工芸・産業、地域性を生かした花緑空間作り、異分野交流による新たな花緑空間の提案する「ガーデンルネサンス」をすすめている。以下の作品は花と緑の情報発信交流拠点をめざす奇跡の星の植物館が2007年から2014年に設計・提案した作品である。

1. 和風土壁五国の庭

「和風」「室内」利用の壁面緑化として開発した土壁面緑化。ポリマー入りの土壌とセダム等の多肉植物で漏水を解決した。兵庫5国の景観を古典模様でデザイン、淡路島出身左官の久住有生氏が兵庫各地の土を使い塗り上げた。

2. リサイクルベッドの壁面緑化

身近の廃材に美しさを見つけ出す、植物の生態を活かした飾り方をする。この二つからベッドのスプリングを活かしたリサイクルベッドのランの壁面緑化が生まれた。

3. グリーンアートヴァーティカルガーデン

カートリッジ式の壁面緑化は垂直にしか植え込めないの、植物が不自然な形になる。そのような壁面にオブジェを用い、立体的、審美的効果を高めた。

4. 盆栽マグネット式壁面緑化

盆栽を楽しむため、漆器風に塗った鉄板の棚に盆栽を置き、裏にマグネット付きの板に苔や多肉を用いてデザインした。



グリーンアート
ヴァーティカルガーデン

緑化システム

1) 伝統性・地域性を取り込んだ壁面緑化

① 和風土壁緑化

サイズ 2200×700mm 自立型
ベース：ラス付きベニヤ板の上に、古典模様で兵庫の五国の景観を左官仕上げで盛り付ける。
植栽部分は先にベースのベニヤ板に鉄板をはる。
同じ大きさのベニヤ板の裏にマグネットを付ける。



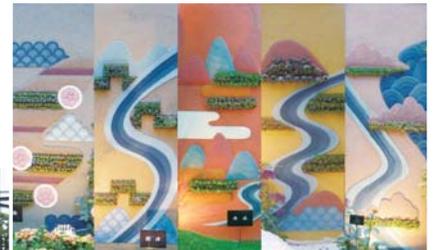
▲和風土壁五国の庭
用途：和風家屋の玄関・和風料亭など

② 盆栽マグネット式壁面緑化

ベース：鉄 1600×450mm 壁かけ型
200×2500mm 可動型棚を取り付ける
盆栽は基本的に鉢のまま棚におく。
盆栽を引き立てるために、苔、カンスイ、多肉植物などでアレンジする。
苔や多肉はベニヤ板の上ポリマー入りの土を用いて植えつける。

和風マグネット式壁面緑化▶

こちらの板には、ポリマーが入った培養土ネルソールで培地をつくる。この時厚みは植え込みたい植物にもよるが、最高2cmくらいとする。植物材料的には多肉やミストですむ苔が適している。1週間ぐらい乾かしてからつける。



日本ハンギングバスケット協会理事長賞
AOYAMA FLOWER MARKET
TEA HOUSE

「赤坂Bizタワー店」

株式会社 パーク・コーポレーション

■受賞理由：花屋が提供するカフェだからこそ、花と緑を体感できる場所を一人でも多くの人に提供したいとの思いを形にしている。テーブルの花だけでなく、窓や天井にもハンギングの植物があふれており、日本ハンギングバスケット協会の目的に合致しており選ばれた。

■対象概要：青山フラワーマーケットが提供する花と緑に包まれたカフェ。花屋が運営するカフェだからこそ、花と緑を体感できる場所を一人でも多くの人に提供したいという想いを形にしました。

緑化システム

天井吊りプランター
置きプランター

● 月2回の植栽ケア・メンテナンス



AOYAMA FLOWER MARKET TEA HOUSE



屋内緑化推進協議会会長賞

沖縄タイムス社

「光庭植栽」

株式会社 グリーンウィンド

■受賞理由：吹き抜け部分に、沖縄らしさをイメージした光庭を廊下の両サイドに設置している。また、日除けと目隠しを兼ねてパッションフルーツのパーテーションを設置している。光庭、中庭、ベランダも屋内緑化としている会の目的に合致し、優れた例として選ばれた。

■対象概要：最上階光庭の吹き抜け部分へ、沖縄らしさをイメージした植栽を廊下の両サイドに設置しています。また、反対の廊下には日よけおよび目隠しを目的として、パッションフルーツを使ったパーテーションを設置しています。

光庭植栽は 3.5mのシマトネリコを中心としその回りに大小の自動給水プランターを使用した南国観あるれるクロトン、ネオレゲリアなど色のある植物を植栽しています。

廊下のパッションフルーツ植栽では、突っ張り棒型のディスプレイネットと自動給水プランターへ植え込んだパッションフルーツを組み合わせた室内版緑のカーテンを実施した事例です。



▲光庭植栽



緑化システム

光庭内部はシマトネリコ（H3.5m）プランター植え×6鉢。

自動給水プランター e コンテナ 32 基 e ファーム 48 基で構成されている。シマトネリコはハイドロポニック方式によりハイドロボールで植え込みを行い、底面に 10cm 程度水をためることが出来る。

また e コンテナ、e ファームはともにプランター周囲が水タンクとなっている。これらの灌水省力化のシステムを導入することで、週に 1 回の灌水とメンテナンスで維持管理を行っている。

廊下のパッションフルーツパーテーションは、ディスプレイネット（W 900×H 3000）と自動給水プランターのへ植え込んだパッションフルーツを組み合わせ、廊下の目隠しと日よけを実現している。



▲廊下のパッションフルーツパーテーション



屋内緑化推進協議会会長賞

「汐留地下 歩道内植栽」

株式会社 プラネット

■受賞理由：汐留の地下歩道内に造られたもので、年6回季節の装飾をしている。システム、照度等設計段階から携わり、樹種選定、デザイン、メンテナンスにおいても高い評価を得ているため、会の目的に合致しており選ばれた。

■対象概要：汐留の地下歩道内に作られた植栽です。年6回、季節の装飾をしています。

システムは弊社独自のテラポニックシステムを採用し、通年通してメンテナンスもさせて頂いています。

地下通路という特殊な環境下でも美しい植栽を保てるよう、システム、照度等設計段階から携わり、樹種の剪定、デザイン、メンテナンス技術に高い評価を頂いております。



▲通路



緑化システム

弊社独自のテラポニックシステムを採用しています。

草花など頻りに植え替える植物は、苗をハイドロ順化させる期間がもてません。そこで、レカトンまたはそれを砕いたテラトンに、土耕栽培植物を植え付け、ハイドロカルチャーシステムとほぼ同等の効果を得るような仕組みのテラポニックシステムを採用しております。

テラポニックシステム概要



土耕栽培植物
スリーブ
頻繁な交換が考えられる場所にはスリーブをつけて、カセット交換式にします。
土の根鉢には直接水が触れないため、底面の水は清潔に保てます。



▲地下街という特殊な環境にありながら四季を感じて頂けるよう、季節に応じた装飾をしています。

屋内緑化推進協議会ご入会のお勧め

いまから50年以上前の昭和34年(1959年)に工場緑地法が制定され、工場敷地の20%の緑化が義務づけられました。都市についても昭和48年(1973年)に都市緑地保全法(現在の都市緑化法)が制定され、「都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものである」として都市の緑化が義務づけられています。

緑が健康で文化的な生活に欠くことができないものであるにもかかわらず、私たちが約9割の時間を過ごす屋内には、ほとんど緑がありません。本協議会は、屋内緑化の社会的意義や効果をより多くの人々に伝えるため、様々な分野の関係者が連携を図り、全国的な運動として推進していくものです。

皆様のご参加をお待ちしております。

会長 前田 悟

【屋内緑化推進協議会の主な活動】

- 緑と花の効用の研究や普及啓発
- 会員間の各種研究会等の開催
- 屋内緑化商品・サービスの開発促進
- 屋内緑化推進のための政府等各方面への働きかけ
- 優良施設の表彰
- 屋内緑化推進に関する各種取り組み

会員募集

屋内緑化推進協議会の会員を募集しています。

■ 年会費:1口6,000円
法人2口(12,000円)、個人1口(6,000円)

■ 入会金:法人10,000円、個人無料
なお、2015年3月31日までに入会された方は、入会金は不要です。

■ 申込先:(一社)日本インドア・グリーン協会内
「屋内緑化推進協議会」

e-mail ytanaka@faj.co.jp fax 03-6740-1459

植物の効用

ストレスの緩和・癒し効果

植物による人間の心理・生理が変化する効果を脳波測定(国際電極配置法)の結果、ストレスの緩和に有効であることを仁科教授*の研究で証明されました。



空気浄化

シックハウス症候群にも効果があります。NASA(アメリカ航空宇宙局)は植物が密閉された空間の空気を浄化し活性化させることを発見。愛媛大学 仁科教授*の研究結果でも実証されています。



視覚疲労の回復

近年、あらゆる分野でパソコンは必要不可欠なものとなり、VDT作業が増えています。これに伴い、目の疲れ、視力低下、ドライアイ、肩・腕・腰の痛み、精神疲労などのテクノストレスが増えています。これらの問題も仁科教授*の研究結果によると、VDT作業後に植物をみることで、視覚疲労が回復することが分かりました。



園芸療法

植物を育てることにより、身体的、精神的、社会的に穏やかな良い状態を求め、そこなわれた機能を回復する事を目的とするもので高齢者・子供のための園芸療法は多くのコミュニティーで取り組んでいます。



自然の加湿器

植物は葉から蒸散して空気中のプラスイオンを吸着することでマイナスイオンが残り室内が、より快適になるのです。また葉から蒸散する水蒸気だから、安心・安全なのです。



* 愛媛大学農学部 農学博士 教授 仁科 弘重

屋内緑化

Indoor Green Promotion Council

屋内緑化推進協議会

<https://www.facebook.com/okunairyokka>

事務局:田中 義一 tel.03-3799-5435 ytanaka@faj.co.jp